創業をお考えのみなさまへ

創業に関する信用保証のご案内

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

目　次

1. 信用保証協会の紹介…… 2

2. 信用保証制度のしくみ …… 2

3. 信用保証の対象となる事業者等について …… 3

4. 許認可等を必要とする業種一覧…… 4

5. 信用保証料について …… 5

6. 創業に関する保証制度のご案内…… 6

7. 創業に関する地方公共団体の融資制度のご案内…… 7

8. 創業に関する保証利用手続きの流れ…… 8

9. 創業に関する保証申込に必要な書類…… 9

10. 創業･再挑戦計画書について …… 10

11. 創業･再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(1)～(5) ….11～15

12. 保証申込にあたってのお願い…… 16

13. 相談窓口のご案内…… 16

1.信用保証協会の紹介

兵庫県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

2.信用保証制度のしくみ

信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者等、金融機関、信用保証協会（以下、「保証協会」という）の三者です。

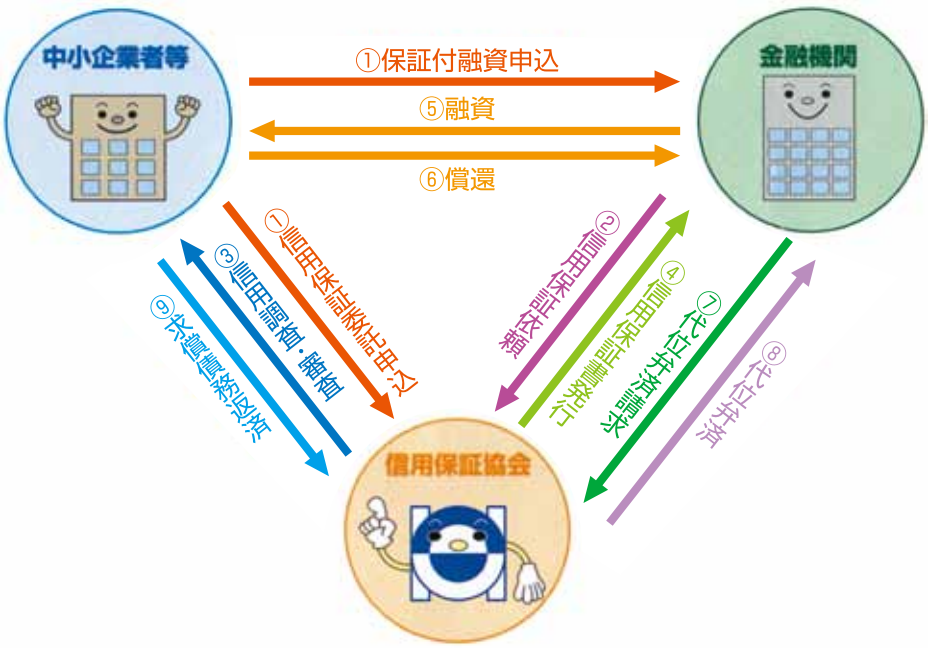

①保証付融資申込（信用保証委託申込）　金融機関と取引のある方は、金融機関を経由して保証協会に申込みされると便利です。また、保証協会へ直接申込むこともできます。県･市町制度融資は、金融機関のほかに市町の商工担当部署や商工会議所･商工会を経由して申込むこととなります。

②信用保証依頼　金融機関経由申込みの場合は、金融機関から保証協会に信用保証の依頼があります。

③信用調査･審査　保証協会は、申込みのあった中小企業者の方について信用調査をします。

④信用保証書発行　保証協会が、審査の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に保証書を発行します。

⑤融資　金融機関は、保証書に基づき中小企業者の方に融資を行います。このとき、中小企業者の方には所定の保証料を金融機関を通じて保証協会へお支払いいただきます。

⑥償還　中小企業者の方は、融資を受けたときの条件にしたがって、金融機関に借入金を返済します。

⑦代位弁済請求　中小企業者の方が、何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関からの代位弁済の請求があります。

⑧代位弁済　保証協会は、金融機関からの代位弁済の請求に基づき、中小企業者の方に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。

⑨求償債務返済　中小企業者の方は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

3.信用保証の対象となる事業者等について

1.所在地

個人の場合は、兵庫県内に住居、または事業所を有していること、法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有していることが必要です。

2.中小企業者の範囲

(1)会社の場合

「会社」とは、株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社をいいます。

会社の場合は、次の資本の額(出資の総額)または常時使用する従業員数が、次のいずれかに該当していれば保証の対象となります。

業種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運送･倉庫業、不動産業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

中小企業信用保険法第2条第1項第1号の2に規定する政令特例業種

政令特例業種	資本の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員数
ゴム製品製造業(自動車用または航空機用タイヤ及びチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(2)個人の場合

上記(1)表の常時使用する従業員数で確認します。

(3)組合

当該組合が保証対象業種を営んでいる、または組合の構成員の3分の2以上が中小企業者で保証対象業種を営んでいる場合は対象となります。ただし、組合でも、有限責任事業組合(LLP)等は、保証の対象となりません。

(4)その他の法人

医業を営む医療法人(社団、財団)、医業を主たる事業とする社会福祉法人等で、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

なお、出資の総額(資本の額)については制限がありません。

3.業種

保証対象業種を営んでいる方が対象となります。

現在、商工業のほとんどの業種の方がご利用いただけますが、農業、林業、漁業、金融業等、業種によっては保証対象とならない場合があります。

なお、業種に関わらず、反社会的勢力は保証の対象となりません。

4.許認可等を必要とする業種一覧

許認可について

創業に関する保証申込にあたっては、許認可等の写、または取得中の場合は受理印のある許認可等申請書の写を提出していただきます。（必要に応じて許認可等の原本を確認します）

◎許認可等の名義人は、原則として申込人と一致していることが必要です。

＜主な許認可業種＞

業種	許認可等	根拠法
食料品製造業	許可	食品衛生法
食料品販売業	許可	食品衛生法
飲食店、喫茶店	許可	食品衛生法
建設業	許可	建設業法
一般旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
特定旅客自動車運送事業	許可	道路運送法
一般貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
特定貨物自動車運送事業	許可	貨物自動車運送事業法
旅館業	許可	旅館業法
古物営業	許可	古物営業法
薬局	許可	薬事法
医薬品･医薬部外品･化粧品･医療機器製造販売業	許可	薬事法
医薬品･医薬部外品･化粧品･医療機器製造業	許可	薬事法
医薬品販売業	許可	薬事法
高度管理医療機器･特定保守管理医療機器販売業	許可	薬事法
高度管理医療機器･特定保守管理医療機器賃貸業	許可	薬事法
医療機器修理業	許可	薬事法
一般廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
特別管理産業廃棄物処理業	許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
有料職業紹介事業	許可	職業安定法
病院、診療所、助産所	許可	医療法
宅地建物取引業	免許	宅地建物取引業法
酒類製造業	免許	酒税法
酒母･もろみ製造業	免許	酒税法
酒類販売業	免許	酒税法
第１種高圧ガス製造業	許可	高圧ガス保安法
液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
一般労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
家畜商	免許	家畜商法
浄化槽清掃業	許可	浄化槽法
興行場	許可	興行場法
浴場業	許可	公衆浴場法
測量業	登録	測量法
砂利採取業	登録	砂利採取法
採石業	登録	採石法
建築士事務所	登録	建築士法
電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律
自動車分解整備事業	認証	道路運送車両法
揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律
揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律
軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律

5.信用保証料について

信用保証協会では、保証をご利用いただくお客様から「信用保証料」を頂いております。

信用保証料の計算

信用保証料は、貸付金額、保証期間、保証料率、分割係数に基づき、一定の計算式により算出されます。

●信用保証料の基本計算式

(1)一括返済の信用保証料の計算式(根保証を含む)
信用保証料=貸付金額×保証料率×保証期間÷12か月

(2)分割返済の信用保証料の計算式
信用保証料=A+B+C
●A=貸付金額×保証料率×据置期間÷12か月
●B=据置金額×保証料率×(保証期間−据置期間)÷12か月
●C=(貸付金額−据置金額)×保証料率×(保証期間−据置期間)÷12か月×分割係数

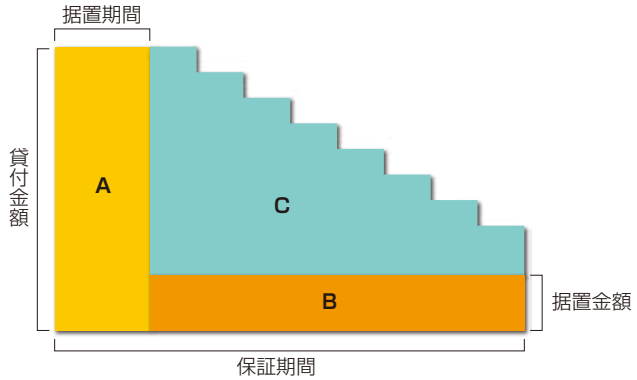

A：据置期間部分の信用保証料
B：据置金額部分の信用保証料
C：分割返済部分の信用保証料

分割係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※返済方法が分割返済の場合は、保証債務残高が減少することを考慮して、分割係数を乗じて計算します。

●計算例

貸付金額500万円、保証期間5年(60か月)のうち6か月据置
毎月93,000円の均等分割返済(54回)、保証料率年1.00%
① (据置期間部分) 500万円×1.00%×6÷12=25,000円
② (据置金額部分) なし
③ (分割返済部分) 500万円×1.00%×(60−6)÷12×0.55=123,750円
①+②+③=148,750円

6.創業に関する保証制度のご案内

（平成25年4月現在）

制度名	創業関連保証	再挑戦支援保証
根拠法	産業活力再生特別措置法	
利用対象者	①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散（注）してから5年を経過していない以下の方 （注）解散時に業務を執行する役員であった方も含みます。 ①事業を営んでいない個人で、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社
保証限度額	1,000万円以内（創業関連保証と再挑戦支援保証の合算限度額） 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）と創業等関連保証は併用することができます。 この場合の限度額は2,500万円となります。	
資金使途	運転資金及び設備資金	
自己資金	不要	
保証期間	10年以内（据置1年以内）	
返済方法	原則として均等分割返済	
保証料率	1.00%	
貸付利率	金融機関所定の貸付利率	
保証人	原則として法人の代表者を除き不要	
担保	不要	

（平成25年4月現在）

制度名	創業等関連保証
根拠法	中小企業新事業活動促進法
利用対象者	①事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、1か月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、2か月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人が事業を開始し、5年を経過していない方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社
保証限度額	1,500万円以内 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）と創業等関連保証は併用することができます。 この場合の限度額は2,500万円となります。
資金使途	運転資金及び設備資金
自己資金	利用対象者の①、②の場合は、借入金額と同等以上の自己資金が必要
保証期間	10年以内（据置1年以内）
返済方法	原則として均等分割返済
保証料率	1.00%
貸付利率	金融機関所定の貸付利率
保証人	法人の代表者を除き不要
担保	不要

※ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

7.創業に関する地方公共団体の融資制度のご案内

（平成25年4月現在）

自治体名	制度融資名〔資金名〕	利用対象者	資金使途	保証限度額	保証期間	貸付利率	担保	保証人	備　考
兵庫県	事業展開融資								
	開業資金								
	新規開業貸付	開業者	運転･設備	【資格経験あり】3,500万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.40%	協会	協会	
				【資格経験なし】2,500万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.40%	不要	不要	
				【分社】1,000万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.40%	不要	不要	
	再挑戦貸付	再開業者	運転･設備	1,000万円	120か月以内（据置12か月以内）	1.40%	不要	協会	
神戸市	創業支援資金融資								
	起業家支援資金	中小企業者	運転･設備	2,500万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.40%	協会	協会	
	新事業創出資金			2,500万円					
	（創業等関連保証）	中小企業者	運転･設備	（1,500万円）	84か月以内（据置12か月以内）	1.00%	協会	協会	医療･福祉･情報･通信産業に限る
	（創業関連保証）	中小企業者	運転･設備	（1,000万円）	84か月以内（据置12か月以内）	1.00%	協会	協会	医療･福祉･情報･通信産業に限る
三木市	起業家支援資金	中小企業者	運転･設備	1,000万円	60か月以内(据置12か月以内)運 84か月以内(据置12か月以内)設	1.40%	不要	不要	保証料1／2市負担
尼崎市	起業支援資金融資	小規模企業者	運転･設備	1,000万円	60か月以内(据置6か月以内)運 84か月以内(据置12か月以内)設	1.40%	協会	協会	必要な資金のうち20%以上の自己資金を有すること
西宮市	起業家支援資金融資								
	独立開業資金	中小企業者	運転･設備	1,000万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.60%	協会	協会	満21歳以上 必要な資金のうち30%以上の自己資金を有すること
	新規開業資金	中小企業者	運転･設備	1,000万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.60%	協会	協会	満21歳以上 必要な資金のうち50%以上の自己資金を有すること
伊丹市	創業資金	中小企業者	運転･設備	1,000万円(注)	84か月以内（据置12か月以内）	0.87%	協会	協会	保証料1／4市負担 (注)自己資金の2倍の範囲内
川西市	中小企業振興資金融資								
	起業家支援資金	中小企業者	運転･設備	1,000万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.50%	協会	協会	保証料1／2市負担 必要な資金のうち30%以上の自己資金を有すること
宝塚市	起業家等支援資金	起業家	運転･設備	500万円	60か月以内（据置12か月以内）	1.35%	協会	協会	20歳以上
姫路市	起業家支援資金融資	新規開業者	運転･設備	1,000万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.40%	協会	協会	必要な資金のうち20%以上の自己資金を有すること
養父市	中小企業融資								
	開業資金	中小企業者	運転･設備	2,000万円	120か月以内（据置12か月以内）	2.00%	協会	協会	
朝来市	中小企業融資								
	開業資金	中小企業者	運転･設備	3,000万円	84か月以内（据置24か月以内）	1.30%	協会	協会	必要な資金のうちおおむね30%以上の自己資金を有すること
洲本市	中小企業融資								
	起業家支援資金融資	新規開業者	運転･設備	500万円	84か月以内（据置12か月以内）	1.30%	不要	不要	

※保証期間のうち、「運」は運転資金の場合、「設」は設備資金の場合
※担保･保証人のうち、「協会」は信用保証協会の定めるところによります。
※主な要件だけを記載しているため、これ以外の要件がある場合もあります。
※ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

8.創業に関する保証利用手続きの流れ

ご利用手続きの流れは、一般的に次のとおりとなります。

事前のご相談

●創業にかかる保証利用を希望される場合は、金融機関または保証協会にお気軽にご相談ください。

融資の申込

●申込みに必要な所定の書類を借入希望する金融機関へ提出します。
●金融機関において、融資審査が行われます。

信用保証申込受付

●金融機関の審査の結果、融資することが適正であると認められた場合は、金融機関から保証協会に申込書類一式が提出されます。

信用調査・審査

●保証協会の担当職員が開業場所（店舗、事務所等）を訪問し、面談させていただきます。
●主に提出していただいた書類の内容や事業計画について、お聞きいたします。

保証決定

●審査の結果、保証が決定しますと金融機関に保証書を発行いたします。

ご融資

●金融機関でご契約の手続きをしていただき、融資が行われます。

ご返済

●融資条件にしたがって、金融機関にご返済ください。

9.創業に関する保証申込に必要な書類

保証申込に必要となる主な書類は、以下のとおりとなります。

◎信用保証依頼書（金融機関にて作成いたします）
◎信用保証委託申込書
◎信用保証委託契約書
◎個人情報の取扱いに関する同意書
◎履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）
◎印鑑証明書（最近3か月以内のもの）
◎「保証協会団信」加入意思確認書

保証申込書類一式

◎創業･再挑戦計画書（創業･再挑戦様式1）
◎定款の写（公証人の認証のあるもの）
　または会社設立登記申請書の写（法務局の受付印のあるもの）
　及び株式（出資）払込金保管証明書　※新たに会社を設立する場合
◎許認可等の写または受理印のある許認可等申請書の写
◎設備に関する書類（見積書の写等）　※設備資金の場合
◎事務所･店舗の賃貸（購入）契約書の写
◎自己資金の形成及び借入金を証する書類　※自己資金が必要な場合

金融機関での融資手続きの際や制度融資によっては、別途必要となる書類があります。
また、この他にも審査上必要な書類を提出していただく場合があります。

10.創業・再挑戦計画書について

1.創業・再挑戦計画書の必要性

創業・再挑戦計画書は、自分の描く創業という夢を実現するための具体的な行動を示す計画書となり、安心して事業を運営していくための「道しるべ」となるものです。
また、創業・再挑戦計画書は、融資を受けるための説明資料として重要なものとなりますが、自分の事業が本当に実現可能なのかを確認する意味でも必要なものとなります。
自分の事業内容を分析のうえ、「開業動機」「資金計画」「収支計画」等において、具体的な文字や数字に表し、確かめてみましょう。

2.創業・再挑戦計画書（協会所定様式）の記入項目

1.事業概要
2.創業準備の着手状況
3.運転資金計画
4.設備計画
5.今回の資金計画による必要資金合計
6.資金調達計画
7.収支計画
8.販売・仕入先
9.借入金等状況
10.自己資金算定額
11.その他
12.廃止もしくは解散に至った経過等（再挑戦支援保証の申込みの方）

創業・再挑戦計画書の記入方法詳細については、「11. 創業・再挑戦計画書の記入方法と作成ポイント（1）～（5）」をご参照ください。

11.創業・再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(1)

事業形態を個人とするのか会社とするのかについては、事業内容、業種、将来をどう見込んでいるかなどによって異なってきます。開業手続、税金、信用面等の特徴も参考にして検討しましょう。

【創業・再挑戦様式１】

記入例

創業・再挑戦計画書

兵庫県信用保証協会 御中

平成 西暦 ○○年○○月○○日
（どちらかに○印を付けてください）

〔申込人〕
住　所　神戸市○○区○○町○○番地
会社名
氏名または代表者名　兵庫 太郎　印

創業等関連保証・創業関連保証・再挑戦支援保証の申込みにあたり、以下のとおり創業・再挑戦計画を提出します。

1．事業概要

開業形態	個人事業・会社事業	商号(個人) 会社名(会社)	創作料理 港
開業(予定)住所	神戸市○○区○○通○丁目○番○号 ○○ビル1F 電話 ○○○ (○○○) ○○○○		
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	平成 西暦 ○○年○○月○○日
業種	飲食業(和食)	資本金	〔会社設立(予定)の場合〕
従業員数	2 名	取扱品：和風創作料理	仕入先：○○食品㈱、○○スーパー ○○酒店
開業動機・目的	○○ホテルに２０年間勤務し、和食の料理長として腕をふるっておりました。その経験を活かして、和の創作料理や家庭料理も楽しめる店を作りたいと思い、開業を決心しました。		
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得	昭和○○年に調理師免許取得。平成○年から○○ホテルの和食の料理長に就任し、食材や調理方法の知識を習得しております。また、管理職として人材育成や店舗運営の経験も積んでおります。		
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

従業員は必要なのか、どのような人材が必要なのか、何人雇うのが適当なのかを検討しましょう。

新たに事業を始めるためには、多くのやるべきことや様々な障害、困難があります。家族の理解を得ることや良き相談者、協力者がいることも大切です。

2．創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

ア　設備機械器具等発注済である。
イ　土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
ウ　土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
エ　商品・原材料の仕入を行っている。
オ　事業に必要な許認可を受けている。
カ　事業に必要な許認可等の申請が受理されている。
キ　その他（具体的に記入して下さい　　）

事業経営上、許認可等が必要とされている場合には、許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、または許認可等の取得が確実である見通しが必要です。

3．運転資金計画

名称	金額	積算内訳
商品・材料等の仕入資金	１，９２０千円	月商１，６００千円×４０％（原価率）×３ヶ月
人件費等	９００千円	賃金１５０千円×２名×３ヶ月
その他の資金	１，０００千円	家賃１５０千円×３ヶ月、水道光熱費など雑費
計	A　３，８２０千円	

創業後、概ね3～6ヶ月の間に必要な運転資金を記入してください。

事業が軌道に乗るまで、人件費は重い負担となります。家族労働、人材派遣会社、アルバイトなどの活用も検討してみましょう。

コシ@

1／5

参考

創業にあたっての主な届出は、以下のものとなります。
◎税務署‥‥‥‥‥‥開業届出書、法人設立届出書
◎県税事務所‥‥‥‥事業開始等申告書
◎公共職業安定所‥‥雇用保険にかかる届出書
◎労働基準監督署‥‥労災保険にかかる届出書
◎年金事務所‥‥‥‥健康保険、厚生年金保険にかかる届出書

参考

創業時に必要となる資金として、「運転資金」と「設備資金」があります。
運転資金:仕入資金、買掛金･未払金･支払手形の決済資金、人件費･諸経費の支払資金等
設備資金:事務所･工場･店舗の建築･改装資金及びその敷地の取得資金、入店保証金、権利金、敷金、機械設備･厨房器具･営業用車両の購入資金等

11.創業・再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(2)

業種によっては、店舗や事務所の立地も重要なポイントとなります。ただし、立地条件の良い場所を選んでも、採算が合わなければ、事業継続が困難になります。出店場所の選定にあたっては、資金計画、提供する商品・サービス等を考慮して検討しましょう。

4．設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年月日
事業用不動産	土地	㎡		千円		
	建物	70㎡	賃貸	1，000千円	○年○月○日	
	計	B （取得に要する資金）				1，000千円

区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置（完成）年月日
機械器具・什器備品等	冷蔵庫		1		500千円	○○冷蔵	○年○月○日
	冷凍庫		1		300千円	○○冷蔵	○年○月○日
	店内改装工事		1		3，950千円	○○工務店	○年○月○日
	テーブル		5	50千円	250千円	○○家具	○年○月○日
	イス		20	10千円	200千円	○○家具	○年○月○日
	調理器具・備品				200千円	○○食器	○年○月○日
	計	C （金額）					5，400千円

5．今回の資金計画による必要資金合計

A＋B＋C＝ 10，220 千円（D）

6．資金調達計画

	預金			預金以外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金額	種類	金額
自己資金	○○銀行○○支店	普通	1，220千円	有価証券	千円
	○○銀行○○支店	定期	3，000千円		
	○○信用金庫○○支店	定期	1，000千円	その他（具体的に）	千円
			千円	（ ）	
	自己資金合計		5，220千円		

	借入先	年利	借入額	毎月返済額	借入期間
借入金等（※）	今回の借入額（○○銀行扱い）	○.○%	5，000千円	60千円	H○○.○○～H○○.○○
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
			千円		・ ～ ・
	借入金等合計		5，000千円	調達資金 合計	D 10，220千円

（※）今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

1／1

設備資金については、見積書等を添付してください。

事業に充てるための自己資金のみを記入してください。

資金調達を借入に頼りすぎると、その返済負担が大きくなり、資金繰りに悪影響を及ぼします。自己資金はできる限り蓄えておきましょう。

創業にあたっては、資金がいくら必要で、それをどう調達するかを検討しなければなりません。これを資金計画といいます。創業に必要なすべての資金（5.今回の資金計画による必要資金合計）と、その調達方法（6.資金調達計画）について、まとめてみましょう。
※必要資金合計金額と調達資金合計金額は一致させてください。

事業が軌道に乗り、資金繰りが安定するまでには時間を要します。柔軟に対応できるように余裕のある資金計画をたてることが必要です。

借入については、必ずしも希望どおりの資金調達ができるとは限りません。また、開業にお金をかけすぎると、資金繰りに苦労することになります。中古設備の購入やリースの活用等も検討してみましょう。

参考

設備計画について以下の事項を確認してみましょう。

- □ 設備投資の目的は明確ですか。
- □ 設備投資による効果を予測していますか。
- □ 代替的投資案について比較検討しましたか。
- □ 収支計画は妥当で、返済に無理はないですか。
- □ 設備投資のスケジュールは確認していますか。

参考

◎資金繰りとは?

資金繰りとは、予定される支払いと代金回収のタイミングを見計らい、資金が不足する場合には借入などによって資金不足を補いながら企業の支払い業務を円滑に行うことをいいます。『事業資金が不足しないように予測を立てて管理する』には資金繰り表を作成するのが有効です。

11.創業・再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(3)

仕入高(売上原価)とは、卸売業・小売業・サービス業の場合、売上高に対応する商品等の仕入高のことを指し、製造業の場合、製品の製造に直接かかった経費を指します。
仕入高(売上原価)は、一般的には「売上高×原価率」で求めます。業界平均値などを参考に算出してください。

創業後の収支の見込みを収支計画といいます。予測にあたっては、甘い見通しとならないように「業界動向」「競合状況」「自社設備能力」などに基づいて検討しましょう。

主な売上予測の方法は、業種により異なります。最も適した方法を選び、検討しましょう。
※「売上(月商)の算出方法」参照

当期利益=収入ー(仕入高+経費)で算出します。利益から、借入金の返済が行われ、また税金や個人の場合は生活費などの確保ができるのか、検討しましょう。

回収方法・支払方法は、現金なのか、掛売りなのか、回収サイト・支払サイトがどうなっているかなど、どのような条件で販売・仕入をするのか検討しましょう。

売上目標を達成するため、開業前にあらかじめ販売(見込)先を確保しておくことが重要です。信用のおける企業かどうか、継続した受注確保が可能かどうかなども考えておく必要があります。

過剰在庫は資金繰りを圧迫します。計画的な仕入が大切です。

仕入先の選定も重要です。前勤務先に出入りしていた業者や、そこからの紹介など、人脈を生かして探し検討しましょう。安定して供給してくれるかどうか、相応の価格で仕入可能かどうかなどを考えておく必要があります。

7．収支計画（今後１年間分）

支出		収入	
仕入高	７，６８０千円	売上高	１９，２００千円
外注工費		工賃収入	
人件費	３，６００千円	雑収入	
その他費用	３，０００千円		
利益	４，９２０千円		
計	１９，２００千円	計	１９，２００千円

8．販売・仕入先

主な販売先・受注先	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先	仕入・外注予定額	支払方法
一般顧客	年１９，２００千円	現金	○○食品㈱	年２，１８０千円	末日〆翌末日払い
			○○スーパー	年２，０００千円	即金
			○○酒店	年１，５００千円	末日〆翌１５日払い

9．借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
○○銀行○○支店	住宅ローン	１０，０００千円	１２０ヶ月	１，０００千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含みます）。

平均客単価　　９００円×２０席×１回転×２５日（ランチ）　＝　４５０千円
平均客単価２，３００円×２０席×１回転×２５日（ディナー）＝１，１５０千円
月商　　１，６００千円×１２ヶ月＝売上高１９，２００千円
売上高１９，２００千円×売上原価率４０％＝売上原価７，６８０千円

3／5

参考

売上(月商)の算出方法
◎設備の生産能力がつかめる業種(部品製造業、印刷業、運送業など)
　<算式>1台当たりの1日の売上高×設備台数×稼働率×月間稼働日数
◎販売業で客単価が比較的低く、来店客数が多い業種(コンビニなど)
　<算式>1㎡(または1坪)当たりの売上高×売場面積
◎販売業で客単価が比較的高く、来店客数が少ない業種(専門店など)
　<算式>平均客単価×購買客数×月間営業日数
◎販売業(小売店、飲食業、個人向けサービス業など)
　<算式>平均客単価×設備単位数(座席等)×回転数×月間営業日数
　　平均客単価×来客・利用客数×月間営業日数
◎人件費と売上の関係が深い業種(自動車販売業、ビル清掃業など)
　<算式>従業者1人当たりの売上高×従業員数

参考

開業にあたって、採算のとれる売上高を把握しておくことが大切です。
以下の算式により、必要な売上高を算出してみましょう。

$$売上原価率=\frac{売上原価}{売上高}$$

$$必要売上高=\frac{見積り経費合計+目標利益}{売上総利益率(1ー売上原価率)}$$

11.創業・再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(4)

融資条件にある自己資金要件を充たしているかどうかの確認に必要となります。

10. 自己資金算定額

	種　類	明　細	金　額
自己資金等	普通預金		千円
	定期性預金		
	有価証券等		
	入居保証金等		
	設備充当等		
	合　計		①　千円

	借入先	資金使途	残存返済期間	年間返済額	年間返済額の2年分（2年以内のものは全額）
借入金等			ヶ月	千円	千円
	合　計				②　千円

自己資金額（①－②）＝	③　千円

11. その他（計画に関する補足説明がありましたらご記入してください）

創業に向け５年前から食器類やインテリア雑貨などの収集を行い、商工会議所や商工会主催の起業家セミナーにも参加するなど準備をしてきました。開業予定の店舗は、近隣に住宅街のある商業地域にあります。昼は近隣の主婦が集い気兼ねなくくつろげるスペースを提供し、夜はサラリーマンに懇親会や接待などに利用してもらえる創作料理店として営業します。

4／5

※自己資金相当額については、信用保証協会で再査定を行います。
※ご記入していただいた金額について、客観的に確認できる書類を添付して下さい。
※ほかに参考となる資料がございましたら、計画書に添えてご提出下さい。

11.創業・再挑戦計画書の記入方法と作成のポイント(5)

再挑戦支援保証をご利用の方はご記入下さい。

12. （再挑戦支援保証の申込みの方はご記入ください。）
廃止もしくは解散に至った経過や原因の詳細、またその経験を今回の開業にどのように活かすか等を具体的にお書きください。〔既に会社を設立されている場合、会社を設立された方（創業者）が廃止、解散等の経験をどのように活かしたかをお書きください。〕

5／5

12.保証申込にあたってのお願い

◎申込手続は、必ずご本人が行ってください。

◎「信用保証委託申込書」、「信用保証委託契約書」及び「個人情報の取扱いに関する同意書」は、ご本人が自署捺印してください。

◎営業の内容、ご返済のことをよくお考えのうえ、事業上必要な金額だけをお申込みください。

◎保証の諾否及び金額等については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。

◎お申込みの際にいただいた書類は、原則としてお返しいたしませんのでご了承ください。

◎信用保証協会は、信用保証を行うにあたって所定の信用保証料以外（例えば手数料、調査料、相談料、用紙代など）は一切いただきません。

◎斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。信用保証協会では金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱いいたしません。

13.相談窓口のご案内

●信用保証協会の相談窓口

相談・受付窓口		電話番号	担当地区（お客様の主たる営業所所在地）
本所 経営支援室	創業・経営支援課	078−393−3920	県内全域
神戸事務所	保証相談一課	078−393−3909	神戸市中央区
	保証相談二課	078−393−3913	神戸市東灘区、灘区、北区
	保証相談三課	078−393−3916	神戸市兵庫区、長田区、須磨区
	保証相談四課	078−393−3915	神戸市垂水区、西区、明石市、三木市
阪神事務所	保証相談一課	06−6411−4146	尼崎市（北部を除く）
	保証相談二課	06−6411−4147	尼崎市（北部に限る）、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	保証相談三課	06−6411−4156	西宮市、芦屋市
姫路支所	保証相談一課	079−289−3611	姫路市（区部を除く）
	保証相談二課	079−289−3612	姫路市（区部に限る）、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所		0796−22−5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所		0799−22−4493	洲本市、南あわじ市、淡路市
西脇支所		0795−22−6775	西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、多可郡
加古川支所		079−424−1105	加古川市、高砂市、加古郡

MEMO

MEMO

兵庫県信用保証協会のネットワーク

本所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3900（代表）
保証相談課／TEL 078-393-3909（代表）
［担当地域］神戸市、明石市、三木市

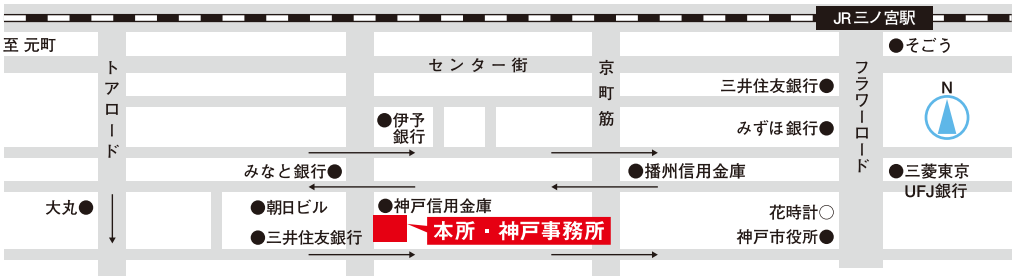

阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F
TEL 06-6411-4133（代表）
［担当地域］尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、
宝塚市、川西市、三田市、川辺郡

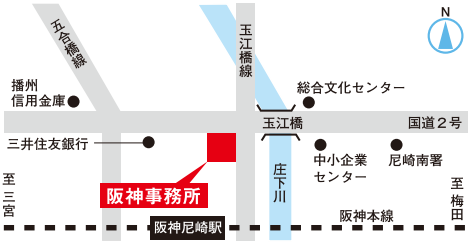

姫路支所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2
TEL 079-289-3611
［担当地域］姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、
たつの市、神崎郡、揖保郡、
赤穂郡、佐用郡

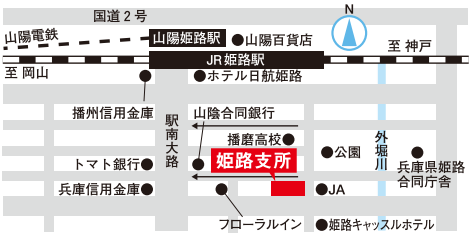

但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
［担当地域］豊岡市、養父市、朝来市、美方郡

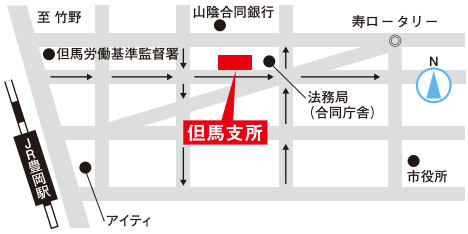

淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8
TEL 0799-22-4493
［担当地域］洲本市、南あわじ市、淡路市

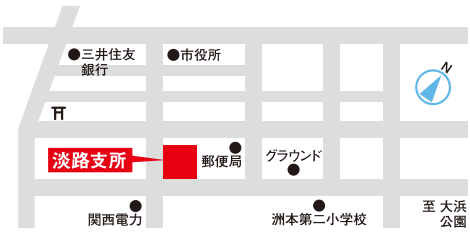

西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27
TEL 0795-22-6775
［担当地域］西脇市、小野市、加西市、篠山市、
丹波市、加東市、多可郡

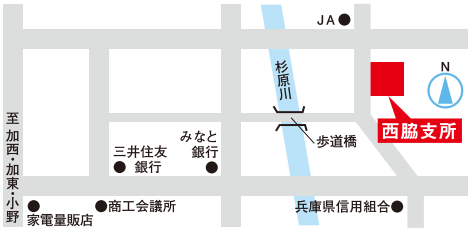

加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口527-4
TEL 079-424-1105
［担当地域］加古川市、高砂市、加古郡

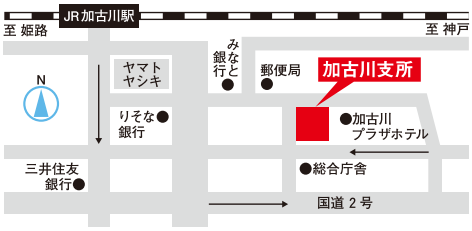

当協会の詳しい情報につきましては、ホームページをご覧ください。

http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp

平成25年4月現在